

清算参加者契約書等の保管の方法、清算参加者契約書等に関する情報授受者からの照会に対する対応その他の必要な事項について

2012年9月5日  
株式会社日本証券クリアリング機構

1. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第59条の3第2項に規定する清算参加者契約等の保管は、当社において原本を保管する方法によるものとする。
2. CDS清算業務に関する業務方法書の取扱い第59条の3第2項に規定する清算参加者契約書等に関する情報授受者からの照会に対する対応については、情報授受者から、当該情報授受者に係る有価証券等清算取次ぎの清算取次原取引の相手方である他の清算参加者又は他の清算委託者の清算参加者契約書等について、別紙1「清算参加者契約書等に関する証明発行依頼書」又は別紙2「清算参加者契約書等に関する閲覧依頼書」の提出を受けることにより行うものとする。

以 上